

上尾市告示第169号

保管自転車を処分するので、上尾市自転車放置防止条例（昭和58年上尾市条例第20号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

上尾市長 畠山 稔

1 処分の根拠

保管自転車の引取りがないため

2 処分対象物件

対象物件自転車6台

3 処分の予定期日

令和8年6月30日

4 処分の方法

鉄くずとして処分（一部再生利用）

整理番号	依頼区分	登録年	登録番号	車体番号	色	型	タイヤサイズ
1	照会	17	7012864	LBI50137	紫	軽快車 (シティサイクル)	
2	照会	16	6413798	F160695226	青	軽快車 (シティサイクル)	
3	照会	18	8388551	B8X04964	水色	軽快車 (シティサイクル)	
4	照会		25132767-0	2C2191	白	電動アシスト	
6	照会		23331952-0	8XI311758	黒	軽快車 (シティサイクル)	
7	照会		22188139-7	A22AA84352	ベージュ	軽快車 (シティサイクル)	